処方せん受付回数が月2000回以下で、同一グループ薬局の処方箋受付回数の合計が月に4万回未満です。医薬品取引価格の妥結率が5割を超えていて、地方厚生局に報告しています。特定の医療機関からの不動産賃貸借などの関係はありません。かかりつけ機能に係る基本的な業務（夜間・休日業務、重複・相互作用防止など）の算定が年間10回以上あります。後発医薬品の使用割合が80％以上をこえて、地方厚生局長に報告しています。

**調剤基本料1・・・・・・・45点**

**後発品医薬品体制加算3・・30点**

**地域支援体制加算1・・・・32点**

**医療DX推進体制整備加算**

**医療情報取得加算点**

**かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料**

**当薬局の調剤基本料について**

**当薬局の調剤基本料については、上記のとおりです。**

**ご不明点がございましたらスタッフまでお問い合わせください。**

みなみ調剤薬局古津店